

「あおもり食の駅エリア」募集要項

1 目的

県では、本年12月4日の東北新幹線全線開業に当たり、県内各地で食を通じた町おこし等により生まれた特有の料理が提供される地域を「あおもり食の駅エリア」として登録し、全国に向けて総合的な情報発信により、地域への誘客促進と魅力溢れる「あおもりの食」の振興を図ります。

このため、次のとおり「あおもり食の駅エリア」に登録を希望する団体を募集します。

2 「あおもり食の駅エリア」の情報発信方法

(1) 情報発信冊子への掲載

県等が発行する情報発信冊子へ「あおもり食の駅エリア」を掲載し、新青森駅や観光案内所などで配布します。(作成部数 55,000部を予定)

さらに、首都圏の飲食店や県のアンテナショップに情報発信冊子を配布し、PRします。

(2) ホームページへの掲載

県総合販売戦略課のホームページ「青森のうまいものたち」へ、「あおもり食の駅エリア」を掲載し、いつ、どこで、どのようなものが食べられるかといった情報を提供します。

(3) ラッピングトレインによるPR

「あおもり食の駅エリア」情報をデザインしたラッピングトレイン(青い森鉄道)の運行によりPRします。

(4) キャンペーン用品の提供

観光客等が「あおもり食の駅エリア」の飲食店を訪れる際の目印となるように、のぼりやステッカーなどの統一キャンペーン用品を提供します。

3 登録基準

下に掲げる各号の全てを満たす団体であること。

(1) 提供する料理が、その地域に定着している料理であること。

(2) その地域において、一定数の飲食店が同様の料理を提供していること。

注1「地域」には、連続した複数の市町村にまたがる場合も含まれます。

注2「一定数の飲食店」とは、2以上の飲食店であり、チェーン店等が同様の料理を提供する場合は該当しません。

(3) 観光客等からの問い合わせに対応でき、かつ、団体に属する飲食店との連絡調整を行う事務局機能を有すること。

(4) 県産食材の使用に積極的であること。

4 申込方法等

(1) 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入し、封書に添付資料を同封の上、「あおもり食の駅エリア登録申込書
在中」と記載して、所管する各地域県民局へ郵送又は持参によりお申込みください。

〔添付資料〕

貴団体のパンフレット2部（パンフレットがある場合）、貴団体に属する飲食店名簿（飲食店名及
び住所等が記載されているもの）

(2) 申込先

東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒030-0801	青森市新町2-4-30(県庁北棟4階)	TEL 017-734-9990
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒036-8345	弘前市大字蔵主町4	TEL 0172-34-2136
三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL 0178-23-3794
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒037-0046	五所川原市栄町10	TEL 0173-35-5727
上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒034-0093	十和田市西十二番町20-12	TEL 0176-23-4281
下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	〒035-0073	むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎3階	TEL 0175-22-2685

(3) 申込期限

平成22年7月2日（金）

5 登録

取組内容が登録基準を満たしているかを審査会で審査の上、「あおもり食の駅エリア」名簿への登録を
決定します。

6 登録証書の交付

登録になった団体に対しては、県から「あおもり食の駅エリア登録証書」を交付します。



【問い合わせ先】

青森県農林水産部総合販売戦略課 地産地消グループ
TEL017-734-9572 FAX017-734-8158